848
114

武器考證

伊勢貞丈

卷十六

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114

ガラス使用

武器考證

十六

848
114

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114

ガラス使用

武器考證卷十六

書目

薩戎記
酌弁記
岡本子記
竹玄記
鷹司家傳抄
義満公元服記
義教公元服記
建保職人哥合
出陣聞書
二水記

今井後太郎氏寄贈本

人車記
建武式目追加
馬具寸法記
本朝文粹
拾遺集
悦目抄
江北記
東山殿年中行事
三中口傳
管見記

玉葉抜書　月輪兼実公禅閤自筆御又号玉海

沉地銀桶螺鈿劔　沉地金作桶螺鈿劔　安元二年三月六日法皇御賀後宴午刻著束帶打下重堅文表袴沉地銀桶螺鈿紫緂平緒〇關白堅文織物柳下重打裏堅文表袴沉地金作桶螺鈿紫緂平緒

金桶蒔繪螺鈿劔　治承元年十二月十七日蓮花王院塔供養著束帶色目如常金桶蒔繪螺鈿劔絲地平緒

紫檀地水精桶金作劔　文治三年正月三日臨時客紫檀地水精桶金作劔

作劔作劔桶底以緑青透浪形作以金魚形作之

蒔繪野劔　寛喜二年記長者之後春日諸衣冠之時著蒔繪野劔

菩提蒔繪劔　壽永元年十二月廿日中將良經拜賀記申刻著束帶色目如常菩提蒔繪劔大殿御笏瑪瑙帶

繪虎鞘繪虎鞘劔虎皮文之衣也治承二年十二月晦日ノ文

沉地金作金桶螺鈿劔　安元二年三月六日法皇御賀後宴関白堅文織物袴下重勲堅文表袴沉地金作金桶螺鈿劔紫緂平緒

紫檀地螺鈿劔　兼安二年十月九一日寅勝金剛院供養辰四點著束

帯紫檀地螺鈿劔紫綬平緒箙織物下襲面蘊芳亀甲裏青打
蒔繪劔 兼安五年四月廿四日侍従良通拝賀蒔繪劔 御堂御劔 蒔唐草
毛沓 治承二年十月晦日記毛沓有錦花牋及花帯等
○負文按花牋ハ靴帯ノ借音也花帯ハ靴帯トアリ鐙トハ沓ノタテアゲノ事ナリ帯トハ沓ノ緒ノ事也毛沓ハ
馬上沓ノ如クニテ筒ノ所ヲ毛皮ニテ造リタルヲ是ハ軍ニ用ルツラヌキノ沓
トハ別ニツラヌキニハタテアゲナシタテアゲヲ付テハスヲアテノ障ニナル

江家次第抜書　大江匡房記

螺鈿劔 螺劔野劔 長劔 巻一 元日節会篇 衛府将佩剛腋袍螺鈿劔平緒銀魚袋近衛帯劔不靴笏○又曰衛門權佐或著螺鈿野劔或著長劔○又曰公卿有文王帯餝劔金魚袋平緒靴非参議紕方帯螺鈿劔銀魚袋
以上元日節会ノ条
餝劔 右ニ見タリ
尻鞘 平胡簶 右同 六位検非違使昇殿者平装束布帯緑鞋平胡簶綾○又曰近衛門五位将監尉等巻纓闕腋袍劔入尻鞘負平胡簶
蒔繪劔 餝劔 右同 第一大臣遣使於装束司弁並大外記許参入以前示諸事可催行之由著有文王帯是尋常之時者有文王帯上著蒔繪劔而節会日著餝劔
螺鈿劔 蒔繪劔 木地螺鈿劔野劔 鹿皮尻鞘 浅履 半靴 巻二 大饗之篇 大臣大納言已上浅履○巻五 春日祭使篇 使参内日冠垂纓闕腋袍木地螺鈿劔巡方帯銀魚袋劔発向之時改装束冠直衣野劔鹿皮尻鞘半靴共諸大夫皆着織襖

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』　請求記号 848-114　　ガラス使用

鐙馬　雲珠　杏葉　右同条　両日、朝官人等戯、設鐙馬、為馬以逢為雲珠以土器為杏葉

射場坐　巻三弁部蕃客射手取弓矢着、射場坐、

射礼　巻三射礼　射礼天智七年正月辛巳詔、士大夫等、射宮門内、清和貞観二年正月十八日幸豊楽院、観射々手位服踏懸末額、誤ナルヘシ

末額　右ニ見タリ末額ノ支衣服令ニモ見タリ　ハチマキノ事ヽ

野叙　緒細叙　緒　右同条　近衛次将荒手結野叙草緒尚可用細叙九緒欤

御弓臺　御箭臺　御決拾　靫　弓懸　巻三蕃客射南立御弓臺、有弓張其東立御箭四隻其上置御決拾等、　首書云御弓四張矢四手靫二口ト云ヽ

○弓臺矢臺制作ノ形状詳ナラズ○貞丈按雙當作隻手射場始篇云矢四本也

熊行縢　鳥頸太刀　浅履　巻二鸞大臣篇　大鷹飼錦帽子紫纈狩衣白布袴壺胙中浅履熊行縢餌袋鳥頸太刀紅袴左手尻手居鷹右手執付雉枝大飼帽子紺布狩衣緋草袴貫左手引犬右手再貫右ニ見タリ貫トハ沓ノ名ヽ軍士モ用之

走馬　神馬　巻六加茂祭篇　春宮走馬中宮走馬駒各二　馬寮走馬　左右各一〇同六疋

神馬列立神殿前

壺胙中貫

蒔繪劔　魚形尻鞘　班猪尻鞘　巻六平野祭篇　俊賢卿子孫、左帯蒔繪劔縫腋不冠、魚袋ヽ云ヽ又銅舞人退江尻鞘或魚形或斑猪大祭時魚形小祭時斑猪云ヽ又同巻同条舞十人着退江袍褶袴等番長着魚形尻鞘但近衛着魚形厚重云小祭時用斑猪ヽ云ヽ

平胡簶　壺胡簶　平壺　尻鞘　巻九九月十一日小安殿行幸次第篇　大将大臣平胡簶自餘壺餘壺廷尉平或着尻鞘○巻十新嘗祭篇　衛府公卿皆帯壺胡簶大将検非違使別當平胡簶云ヽ　平ト云ハ平ヤナグヒナリ壺ト云ハ壺ヤナグヒナリ

餝馬被馬同　行縢　深沓　巻六賀茂祭次餝馬以下東渡次覧被馬次取物舎人四人而衣行縢深沓笠

九尻鞘　魚形尻鞘　巻八相撲召相撲篇　相撲長三人冠縫褐衣布帯白半臂下襲白布袴絲鞋尻鞘　懸緒左緋緬左右同条　緬額云ヽ

螺鈿劔　繪尻鞘　螺鈿長劔　右同条　件将佽着闕腋袍螺鈿劔靴等裝束同相撲長但帯弓箭劔繪尻鞘等云ヽ又同条撿非違使佽用螺鈿長劔

螺鈿劔　蒔繪螺鈿劔　樋螺鈿劔　同条　舞青海波時王二人着麹塵袍蒔繪螺鈿劔緋地平緒不論左右○同条入道殿子孫着用螺鈿有文帯但可用樋螺鈿云ヽ

長劔前ニモ見タリ

御馬解文 巻八（信濃駒牽） 御外記進御馬解文入於上卿（如月解文ハ馬毛ヲ録ス）

御矢臺 鞆 弓懸 小刀 巻九（射場始篇） 其東置御矢臺ヲ（矢四本） 其上置鞆并弓懸ヲ

○同条ニ柳筥ニ盛硯筆墨小刀ヲ

矢四本 右ニ見タリ古代多矢幾隻ト云此文ヲ見レハ幾本ト云ナリ

草緒太刀 巻十一（元日侍従并荷前定篇） 予将覧之後帯胡簶著剣ヲ草緒 奈内不

懸老懸ヲ云々

昼御坐御剣 （内侍所御神楽篇） 御頭中将取テ昼御坐御剣ヲ前行ス

桃弓葦矢 壺胡簶 桃矢 巻十一（追儺篇） 陰陽寮於同壇上授桃弓葦矢ヲ於闈

司ニ○衛府将佐縫腋壺胡簶持桃枝ヲ并桃矢ヲ

甲形 風流甲 巻十四（御即位之篇） 衛府将佐巻纓著闕腋不著半臂下重ヲ恭

入スニ至テ行幸期ニ著礼服ヲ近衛次将著甲ヲ以テ絹ヲ裁甲形ヲ以黒ヲ画之ヲ塗膠漆

於風流甲或ハ以テ金銀ノ珠玉ヲ作ル甲ヲ左大臣御歩将如此

大刀契 巻十四（大嘗会御禊篇） 掃部女官舁テ大刀契ヲ置於南殿ニ

壺切剣 剣袋 巻十七（立太子之篇） 被奉護身剣壺切ヲ入ニ錦袋ニ或ハ御対面ノ日被

奉

射手 念人 弓師 巻十九（殿上賭弓篇） 其次第射手念人雑色所衆弓師所ノ小

（釆尻ハ釆人之口 帽額常ニハ幕ノモカフニ用 此条ニテハ末額ノ了ナリ）

乱緒藁履

舎人以下

釆尻 裲襠 帽額 塗鞭 繪尻鞘 鐙（長目） 連著靴 平文移鞍 鰐形尻鞘 魚形

尻鞘 鞭巻紙総 巻十九（臨時競馬篇） 並左右釆尻各十人騎馬相向其装束冠

老懸帽額錦裲襠纐纈地摂腰（同色）裲襠（同色）左退紅布袍（是近衛也）右浅黄纐纈繪

布袍乱緒藁履塗鞭（以紙巻総代）藤巻 錦袴 左纐纈地繪尻鞘 右鰐魚尻鞘 鐙（長目） 連著靴

平文移鞍（帽額ハ抹額ニ同シ○チマキナリ 鐙長目ハアフミノ歩舌長メナルヲ云ナルヘシ）

赤末額 繪尻鞘 巻十九（臨時競馬篇 門殿競馬次第） 御左緋細布衣赤地錦打懸同色

摂腰裲襠赤末額繪尻鞘右緑衣青地錦打懸同色摂腰青地両面袴

緋末額繪尻鞘 ○末額ハ帽額ニ同シハチマキナリ

無繪尻鞘 巻八（相撲召合篇） 次相撲長左右各二人（退紅布袍白下襲無繪尻鞘） 白○頬

（無繪尻鞘ト云ハ地ヲハ黄ニシテ黒毛ノ如ク繪カキタルナリ 繪尻鞘ハ布ヲ以テ制シ虎皮ノ文ヲエカヽサルヲ云フ欤）

五寸的 巻十九（臨時競馬篇） 延長五年五月六日左近陣記曰五寸的六官

人以下装束褐衣錦打懸胡簶行縢云々 ○此的ハ騎射ノ的ナリ

御馬乗 藤鞭 巻十九（御覧陸奥駒篇） 文右御馬乗十五人渡ニ階下向日華門ニ

冠緌褐衣布帯白袴藁履持ニ藤鞭ヲ左亦渡ス之ニ

螺鈿金作剣 巻廿（賀茂詣之篇） 主人束帯隠文帯螺鈿金作剣

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114
ガラス使用

緋糸歟 連着歟 右同 次、御車 唐車 御車副六人 着布衣歟 用緋糸歟 或時用連着、○此レリカイハ牛ノシリカイヲ云ナリ 馬ノシリカイモ名目ハ同シ事ナルユヘコレヲシルスナリ

細太刀 野太刀 巻九 童五位 元服篇 或、束帯或、加太刀 本束帯時細太刀自餘、野叙親朝公卿取之、

競馬一遅二遅三遅 巻十九 騎馬之時 競大監物卽着標下床子次毛付馬允持把立埒東西次員差府生着胡床埒西各先置箭一筋立埒前次左一番出未鼓前之間右一番出左柳筋取埒次三遅毎度少納言打鉦一遅者問廣是外馬者退内馬者進〻相乍之所打鉦兵法曰兵者進以鼓退以鉦蓋其遺法也二遅衛

遍出ノ遍字趨歟 進三遅鳴鉦遍出馬必不遍三遅○遅ノ下未詳古今著聞ニモ三遅ノ下アリ今庭ハ遅ノアヤマリ〻三遅ト云ハ鼓ノ合図ニテ進ミ鉦ノ合図ニテ退クニ馬ヲ徐ニ遅リ乗ルヲ云ヒ又イ馬ハ馬ヲ疾ク速ニハスルヲ專トスルコヘリレニ對シテ遅トイフ歟

大和物語抜書 花山院御作

太刀之緒 裏おれたる刀の緒をくきかくてかくてにつけてつくづくさぶらひけるを あるじのきゝてとりてやがてかくてつけてかへしたりけるをみてよめる

これは監命婦めぐりあひてよろこびけるなりけり

帝國

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114　　ガラス使用

薩戒記抜書　　親綱記

繪尻鞘鰐文　建暦元年十月十二日ノ条ニ繪尻鞘鰐ノ文地虎文ヲ色取之其上ニ鰐ノ文之

太刀持様　鈎殿中将口傳曰近衛司細々出仕ニモ皆雑色令持ニ蒔繪野太刀ヲ候 雑色右手服ノ下ニテハ候ハデ袖ヨリ取出テ持候 雑色候ハヌ時ハ童中間ナドニ持セ候

蒔繪野太刀　右ニ見エタリ

酌并記抜書　伊勢六郎左エ門尉平貞順記　天文永禄比ノ人

引目下緒　海老鞘巻　小サ刀　不巻柄　放目貫　ひきめの下緒の事是ハ必ゑび
さやまきにさげる也さりながらゑびさやまきは何れもさてハ乃時ハ
必ひきめ下緒をさくる有之是も長刀の時ちいさ刀にハさげら
れまじく候不の時にハまりぬめなりとぶし目貫ハあまりて　○軍器考図

式部家朝臣ノ鞘巻アリ海老サヤマキナリ

蓞切付　唐筵切付　白力革　かはら切付たゞむしろ縁なりいづれも不苦候ニ
ひきめの時も必かはら切付なりつらつら切付の時もたゞ近の時も力革ハ
白き也きりかはらさうに白きいろ縁しくちなしとうきく出して用る
が能し

青唐茶萌黄鞦　青きまりかいからちやをえきあるの事と当世公方人のまゐる
之入道殿へ作ありていたぬをのよりくれの時ありて不可用候又むらさき
のいろをとハ打れまほうきれり

紫鞦　大きにえらずり

鞍内黒塗　鞍の内は黒くぬる事是も尾かい同前之位候所を判形文弾

岡本記　抜書　岡本美濃守縁侍記し
真真筆ノ本ヲ写ス

天文十三年記之

神符　そで志るしにもの一のそたうもそのなりいろもし　けとうけてうう
箙鏑　川とつもあめるのいかごあぶ
ほのつのもの　○負文政ちふこの川水よそ
くりの矢を取るのこくわ
弽矢、腸扶　もの矢とかいるこちにするる
分捕高名　ぶんどりうちのとうをそのぶんを入てそうる
そうでぶんどりのうきる
押掛　おうけてかいをがいてあ
無海鞍　くもうのいるがおうのいる
具足帷　具足かひらとうるれいこひらときそのを
もきりねさうをとこるるのこうや
うい之独するてものるさいひざたくら
らんをえもえいあのかばありものの

もよりてやよへ了よのるゝハかゝんとも志侍くともあさ紀ともえハうをてもむるゝ侍もあ

かとも其のやよ於この二侍く之いつ遑ともけ南紀の疵ハかさいハしをさへ打ゑく侍〇貞丈按侍ゐ

あハ是利紛なる了かきをあハよ面よりもあり
血とをひおしく血と申りぞとく

脱胄掛ル紐 うつて武具のひもよりくるとい紐るハうふを武ぬぎくゝる志侍へ紀し

さりひよおとをさうひかにもをさ侍ゆへ了ゐし条く口傳あり

忠備 おまよ見えさり

〇貞丈云忠備書よ多くうふての誌と侍り 又天文の比まハ
既よさうひの誌とよ名かししまえたり

継笞 次くずのおおさるハ大射の笠懸の小笠懸なりし四目のまとの数のもさとより

一まゝ目のまとも次了了文一まをさんざしえくにはじめさんとして名たいうをそくしま

との矢代さんざしりまくうゝがふくのうしゃややうていらがり侍くへし

オハ十三丈ノ眞ノ略字ナリ

嗔物作太刀 いうをのたくてりとゆるハ太刀のさやふくろとすく侍るの比まて志さ

る武中いまり

〇貞丈云毛皮の疵サヤうけゐるをおりまてハなし
うらくゆゝあり

海鼡繪鞍 こゝをばアくしゃるゝハむうハさいくもよりまて名侍ことゞしさべそ

くしアをてなゝく紐るまとりて袋まうでくゞとさぞり あるまゝこゝさぞりくら

とハ申まして今ハさいくもよくそうさくまうくてんひるさ

楯穴不塞 たてのあなをハ一切ふさく侍まるさ之紀嫡にあるまさ之紐あるとふ

さきは(ハ必よおするさ之紐り侍おまりも矢此入事なし条く口傳るし

是此土俵ト云ウツホアリタレハコソ土俵ノフラヲ云ヒタレ或説蝿川道標作始レ故道標ウツホト名付ト云非ヘ此圖本記ハ天文十三年ノ記遣標ハハルカ後言見永正保ヲビノ人ナリシテクチノ了本間流聞書ニモ見タリ

土俵空穂 うつほかよとも申すとも申れし〇貞丈按ゑかしトハ古代
ゑゝ侍ト云事ナルヘシ

りをほし

節巻弓 紐しきの弓ハまきふし外とふしとも申まく了まへ紐も斗人紀まする

螺貝吹様 かいのふき申ゝ二ッ川く何附も吹了了又ころいざのかいのふ紀やうのる

いふぐ二ッてしも又ハ一ッても又ハきまりてうずもあらくとも人に傳うせあらくそ深之

〇貞丈云を世ニ何流ト名ノル軍者ノ説ニ貝ノ吹様サマゝ
定法アリ一家ノ説ニテ活法ニアラズ取ニタラズ

シテクチ さるもくちといふ拙ハさし明さしかしらの一脉あそきとさるもこふ祕ぞくれ

口まにあるとてさてさる口とハいふへく指口傳あり

木梓(チヤウナツ)(スヤキ) 木かうちやくおふまやきなくゆ拙ハ一向大にうちるなり

〇貞丈云うちおのトハ弓矢式正ノ道ニ
ナシト云フナリ雑器ノ部ナルヘシ

節笞 紐しなずといふるハ侍く矢のをすのごとく紐侍をとると紐なすと

すこらいをさまずもさす とよ人ハうり

ヌタ筈 ぬきさをずるハ彼かくまつりのさしゝるいきめうるかとのまくあふ

くまそのるゝ〇貞丈云按ニ角ノ字ヲヌタトヨム倭名抄ニ角ノ字ノ注ニ和名沼太ヌタトアリ筋抄ニ
角筈見ヘタリ古代ハ角ヲ以テ作リシヽ後ニ角ノ代ニ竹ノ皮ヲ削ラズシテ用ルヲ猶士
名ヲ存シテ竹筈ナレ氏ヌタハストと称シ来レル
ナルヘシ此類ノ了間ニアルフナリ

冑ニシヤグマ付ル かぶとにしやぐまたゐる事細のまハ右く(極熟)祕つあざの時かぶとのまく

ちかまきさせぐかあたり又ハ城ぜめせむる時いしゆみといふもの有
てつはうんほうのやうなるものにもちゐる口伝有之 ○貞丈按石弓ハ棟木ナドノタメニハシヤクマモ用ニハ立ベカラス只日ヨケ斗ナルヘシ さしめトハ小雨
次やうさやうトハ用情ニテ用意トイフ了也

八方白冑

八方白のかふとハ惣してきやく随にかふるほんなり ○貞丈按今世函工ノ俗説ニ冑ノ左右二方ヲ銀ニテ包タルヲ八ノ字ニカタトリ八方白ト云ハ非ナリ四方白ハ四方ヲ銀ニテ包ミ残ル四方ハ鉄地ナリ其鉄地ノ所ヲモ銀ニテ包メバ八方白ナリ是一面ニ銀包ノ冑トナルナリ一面ニ銀ヲキセタルモノナルユヘ銀ノウスガネガ日ヨケニナルナリ依之八方白ニハシヤクマヲツケヌト云コトナルヘシ

色糸縫力革　唐莚切付　葛切付

ちから革のいろいろあひの事はうしろのきわ又はからきぬはかまのにしきへ口伝有之 ○貞丈按色紋
ヌイト云ハカ革ノヌイヌノ上ニ色糸ヲ以テフセクミニシタルヲ云ナリ

軍中汗巾

ぐんちうにてはせのごひのきぬのするもめんてのてき
のいろのあひくろくても甲冑といふきわりはきまる浅黄あまり
されとしうせんの時のふあまりぬく ○貞丈云今テノ具足ニハ冑ノ板ニ手巾付ノクハンアリ古ハ無之ナリ

鞍ニ入逆鰐口

くるまさうは口いふするくつわのしぐんちうあたに取付てうつし
候れのはは口伝あり ○貞丈按ハ小口ノハノ字ハワノ字ナルヘシワニクチナリ鹿ノ記義ノサキニサカワニクチヲ入タル了見タリ今世ハサカワニクチト云テ下略シテサカワト云ナリ逆鰐口ト書シ古画ノ中ニ鞍ノ爪ニサカワニクチヲ入タル絵アリ小刀ノ柄墨ノ柄ナトニモサカワヲ入ルナリ

貞丈按合戦ニ出ル事今日ハ討死スマシキニ非今日ハ必討死スヘキ日トスイハアルヘカラス毎日合戦ニ出ルホトナレバ若討死スヘキ日ハ何レノ日ニテモ大事ノ合戦ニアラサルフナシ

軍装三ノ切處

ぐんちうなる三のきり所あり又さてそれはおびのうへにはあいつまとも
討候ともいかむをひとまてきる一の口伝ありくれてくゝ三ケ所の子細ハ大事のかぶと
のまたに今日をうしとくみうち候ハ一定ともちぎりてきを時けきんさいしとてこと
するいのちをうくことも全きゝせんなく此三所のきり所はいゝせん総别おもる
のうせんの時やまとも見説さんさいはたいくもはさきあり口伝あるを ○貞丈云今世軍者ノ説ニ
甘死ノ時ハ冑ノ忍ノ緒ヲマムスビニシテアマリヲ切ルト云按スルニ冑ノ緒ヲハ切ルマジキ了也甘死スル日ニモ貴人ノ御前ヘ出ル了アラハ冑ヲヌグヘシ又コヲツヨク引シトテハ冑ヲヌグベシ緒ノアマリヲ切テステヽハカヤウノ時合期セズ
サレバ甘死ノ日也トテモ冑ノ緒ハ切ヘカラズ本文ノ三ノ切所トヱハ甘サモアルヘキ了ナリ

弦割出

はるさいでつかせんのはるあとだせ申しきるとむかしきさにつけきうゝく候まハ
あいぐすなり口伝あり ○さいでハ割出ト書ク緒ナトヲ裁タル小キレノ了也ウルサイテハウルギヌヲ云ナリ

野矢

のやといふハきるかれをやのまへたまるまるへし たまきゝいハ他流ナルへシ

城ノ一之木戸二之木戸

城の一のきと二のきとさこをゝやハ一のきどハ一枚し
みるまへ三のきどハ捨のきどみしかるの人おしきとのまなり

黒塗鐙

うちのくろきあふきとくなかもの石ふくらく此所ぐるりか
ハのさねるゝ ○此事酌弁記にも有り

馬印

うれをきハあまそのまといたのうきあつきといふしのるまとえうちおし
こそしゝ又けトニモアリ

空穂ノ目塞

うつぼのまさに別ゝ名候る名のる所あるさぎとむへし

馬印　なくてかなはぬものゝやうにおもひてうつしとゝめたるもおほくはあれどもそはいとかたくなゝる事にてかゝるものゝふるきためしもなきものなり

目方の辻　異名の辻ともいふなりとうちつゞきたるものゝ中にてもとりわきてかゝるものゝ名をつけたるはいかなるゆゑにかしるべからず

馬尾袋　軍陣の馬のおほひとおぼしくてかゝるものゝ名をもいひつたへたるにや

三べかり　（藏人奉合り編ノ詞ニ作ノ詞ニ作リ大事ヲ定ムル事ヲ云フ）

青篦　あをの事にはあれどいかなるゆゑにかくはいふにやしかるべき事にや

武者草鞋　（コレアテ引ヲカケル）

ハ子ユガケ　（異名ニ鎧キテ射ルヲ云フ）

菖蒲鉄形　（ロ絵ニシテ表ハトガリ裏ハ平ニシテ菖蒲ノ葉ノ形ニ作ル）

省名産　（異名ニ出雲鐙ト云ヒ明珍出雲守記ス所ノ鐙ヲ云フ）

出雲鐙　（須又ハ出雲鐙ト云ヒ明珍出雲守記ス所ノ鐙ヲ云フ）

鐙形ら　（異名ニ鐙形ノ事ヲ云フ）

陣備　（陣係ノ事長禄記ニ見ユ）

口物類称呼ニ江戸ニテハゴンズワラジト云ヒ九州ニテハ武者ワラジト云フ又武者ワラヲ氏云

ものゝふのやそうぢ川のいさよひにたゝきつゞりし白きうはかはをもちゐるなどいふことにてもしるべからず

はゝきゞぎぬとゝもいふなりとゝもいふなりとゝもいふなり

ものゝふのやそうぢ川のいさよひにたゝきつゞりし白きうはかはをもちゐるなどいふことにてもしるべからず

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』　請求記号 848-114
ガラス使用

好玄記抜書　大坪道禅門人斉藤左兵衛尉好玄記　天文十八年ノ書

馬之毛　尺寸　分木

やまがし　いづくしら　髪きりにする俗やまがしともいふ又いづくしらなるともいふ

あしかち　あしかちともいふ

こうごい月毛　あらそみかも月毛　こうごいともいふ

きうりげ　きうりあとともいふ

きみかる月毛　きみかる月もきびつかも

白月毛　黒月毛　白月毛黒月毛ともにさび月毛又尾も

かちらのうつりて尾がさびていたづらなり

白ふくげ　黒ふくげ　ほろ月毛　かもうとげ

しさる神よまじ又白ほろ月毛かもうとげともいふ

コガラメノ馬　おがくめのうしろすいこげ

うすくていろ

鶉留　うすくとろまいうすのきいよかつ

ひきくはいこれなり

シユミノカミ　ワラハトリ　巻カミ　ユカミ　立カミ　巻カミ

ほそくかくしてまたくるくるとまきたるなり

的山　白ともくろい別よあもなりはやはれり

鍛冶 鍛冶事仰云節會時帶之或用代ノ但大節會鼈甲御禊行幸之時不用代ノ々々永治梶記ニ云如法鍛冶必用赤漆草鞋緒ヲ

鍛冶代 鍛冶代事子細見右安元々年正月一日午禅記ニ云鍛冶代紫檀地螺鈿劔鞘黄櫨赤漆草鞋

カハ螺鈿劔 カハ螺鈿劔事衣笠傘云文貝ナルニスヂヲ金ニテモナホ〳〵テモ入タルヲ金ヲホソクフセタルヲ刷ト云日着之

瑠璃水精柄等劔 瑠璃水精柄等劔事岡屋禅閤御命云瑠璃水精等柄者晴時用之但騎馬日不用云ヲ

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』　請求記号 848-114　　ガラス使用

（応安元年四月十五日元服
松田左エ門尉貞秀孚）

白太刀 銀劔唐皮切付 総鞦 九七日 御評定始罰勅使忠光卿被
御劔 畠山左近大夫将監御調度佐々木越中
四月九五日 御參內始 中略 御劔 細川右馬助頼基御調度佐々木
四郎左衛門尉

白太刀 黒太刀 仙洞ヨリ 御劔 白禁裏ヨリ 同被進之 時房卿私礼義ニ
一腰 黒 重而持參御前ニ
唐皮切付 総鞦 仙洞ニ 御進物 今夜被進之 御使 満親參傳奏 時房卿
添所ニハ 砂金百両 御馬一疋 鞍置 鹿毛 切付 唐皮
平鞘太刀 白太刀 禁裏ニ 御進物同 御太刀一腰 平鞘 鞍馬一疋 勅使 時房
御ニ 御引物 太刀 鞍馬一疋 腰 白
神馬 白太刀 諸社神馬 上社 七 伊勢 内外 石清水八幡 馬加茂八下上以下八馬汁大
六条篠村御所 諸寺以下 御太刀 御馬別目録在之 原野 新熊野 諏訪 新八幡
白太刀 総鞦 御太刀十三振 此内三振白 御鞍二口 総鞦二懸以上自御
倉 御井 申ニ出ス之ヲ
唐皮鞍覆 同十七日 八幡御社參 御出卯剋 方 為ニ布衣六人之
内 秀藤參勤也 御馬被ニ 鞏 鵰毛ヲ 御鞍覆唐皮
浅黄糸鎧 金刀 金太刀 重藤弓 大中黒箭 糸毛鎧 敷皮 総鞦 床机 紺直
垂銀薄文ヲ押 調度懸 手蓋 頬貫 常篭手

永享二年七月 九五日 甲子 申 冠 天時

風靜大將御拜賀供奉行列出仕人々伺候次第并導者侍所帶甲者[二]于時赤松左京大夫入道對面性即從三十騎召具之美雅著淺黃糸鎧帶金刀金太刀握重藤弓負大中黒箭甲床木等ヲハ僕持之馬前二行ニ歩馬毛黒隨兵皆著糸毛鎧甲敷皮等ヲハ各僕持之皆總ヲカク僕ハ絆直垂ニ銀薄ヲ文ヲ押皆調度懸手盖ツナヌキ任先規カ騎馬ハ常ノ篭手欤

隨兵　右ニ見タリ

帶刀役直垂以金銀箔押文ヲ次帶刀十二番二行直垂以テ金銀箔押紋ヲ調度懸胡簶負靱權僧僕次第一人太刀持一人号胡簶負

矢開　同餝　明徳四年十月九一日己刻天晴御矢開御祝有世卿擇申執權左衛佐義將朝臣勤其役月二日午剋天晴被遊鳥於御前勾向同十一給布直衣御引出物御劔御弓征矢鞘馬等御所同前執權令進之給付雜掌執權被下白太刀腹巻一領黒皮同政所式三献并餝等進之御祝進之大草摠奉行伊勢守貞行于時政所美濃守兼秀

白太刀　黒皮腹巻一領　右ニ見タリ

建保職人歌合抜書　建保二年哥合也哥人判者共未詳

烏帽子絽　烏帽子折題　八番左持

秋すぐれぬる月のひかりかな　○負よそにけふの後朝ぬぎすてて行ふ引直し宇治の里人思ひ合せて下野の筆捨定基公の新井筥も烏帽子ぬぎとゞめて帰るてふ昔は後を用ゐもいかゝ紙を漉てかぶりけん今はそれとぞ思ひしられ侍りぬ

出陣聞書抜書　応永二十九年小笠原備前守持長記

カマサシ縄　出陣の時かまさしの縄とて二すぢまでさげるの
のどのひもて男むすびにして右の手にもつべし一筋は前にさげて鞍の前輪にまき
付るなり口伝有

扇　扇の事出陣ニ秘事ハ十二本のほねにて其の三本を書べし長さは一尺二寸八分二
すなはち中とこゑんの事は其の要にて三つとをり一寸ぬ方とときん物をと
ひろげにある方をとんぶらうは後ひらくく一つ五分にてものの上げさる中る
を下両端はけりと金にて一つにていくさにはのちいさきは忍き之
書と書けて月を揃くしていつちに出き下し月の方に七星を書き下
細くかりは七星出き此の如くに下し扇のつかに紙柄の事有り是は月の方に出表
まいて握つは生すべし明け月の方と表すなるに下に骨のひかりの此の扇ことより
多くはひろ書にしてつるにひねて例成はそでにさし込み込むつて柄へ向けて
つかく事と多付る文は大将の事を討するの時は落ちもちが取つて行く事も指軍
又は国をも敵にの時も付て候也○貞丈云古代ハ軍扇トテ別ニ作ラズ常ノ扇ヲツカヒナガシニ用ヒシヤウ思ハル後ニ軍扇ハ出来シナルヘシ軍扇ハ甲冑キテハタラキ身熟スル故熟クサマサンガ為ノ器也兼テハ士卒ヲ招キ指揮ノ器ニモ用ユ其扇ヲ神ニセシ為ニ日月星或ハ梵字ナド書クモアリ皆使愚ノ設也扇ツカヒヤウ秘傳作法ノ如キハ中世武士愚痴ヨリ出タル事ナリサレドモ習俗トナリタル事ナレバ隙アル時ハ法ヲモ守ルヘシ戦場ニテ閙シキ時ハ扇ツカウニモ早ク熟ノサメルヲ吉事トシテイカヤウニナリトモツカフヘシ是活法ニスヘテ此云モチアルヘシ泥ムコト勿レ

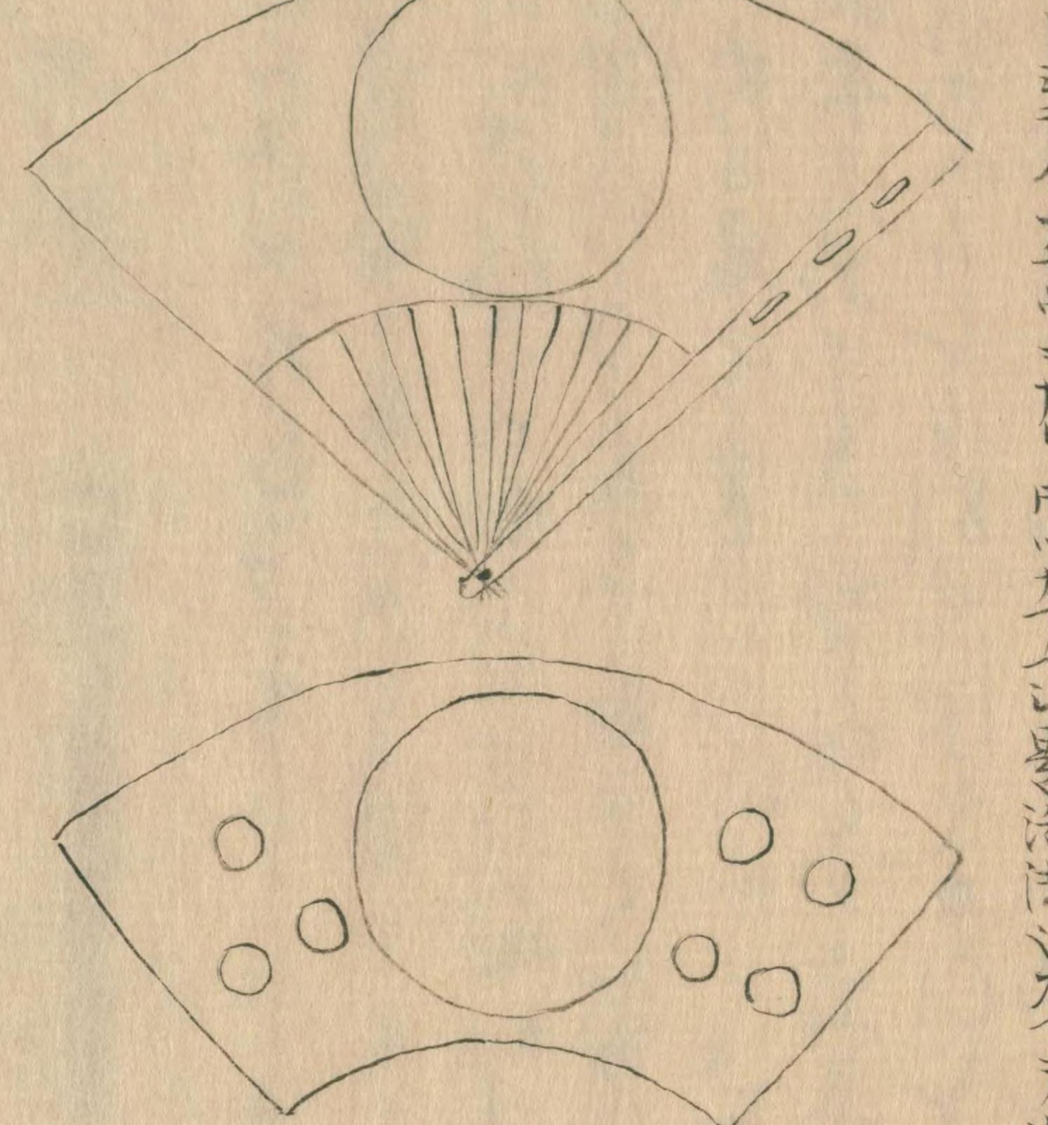

七ツ物　七ツ物とは弓矢鐙をくらへ太刀ときをそれ弓矢と盾とかは母衣と
惣かるとなべての事ニ之

鯨波　軍陣にてときの声を上る時は大将はおどの名（此三字除ヘキカ）ひくくといひてあふの声をあげ
られくさへし三度なりとも上るしけんは摩利支尊天と表するべし秘説
ありとりけりにさへし

鐙上帯　上帯すべきは八尺たけなり一八五寸口傳又云上帯搦様のときに九尺五寸あり

人まち矢ともする〻布八寸九分〻七ちにきる〻ことをうけてさし成ゆくをいふ
して両ふち布のおれ也
トツ付ノ緒 よそうり付とハ付よそ付る事一首成ものをいふ口の内（両てある）
の緒を十文字よこ通しにかゝりひける〻ゆひ付のそいおとがいのとゝまりて
軍陣ノ鞭 出陣その時敵の事無事を祈りてぬりてもけるを指の糸三すぢ
巻とゝめ〻〻とりつのもさきすぢり ○頭は柄ニ近世
サマ〻ニ好ミ依アリ

又ハ軍陣て行の折もちゆ〻
弓袋 布のうら袋と軍陣のうら袋ともさかうの
軍陣の折〻革ノ袋もあり常ハ白き布ニて入る
陣名の付たるすゝあり白き袋ニ入る
小具足 左ノ通
矢入 矢入ハ左ノ通り 初ノ通り
弾 軍陣のもうけとて別のものとてもしをとゞ
ゑ〻のもの三本指てもよろ〻ゆたる〻事成行ニ
床机 床机のうきき一尺三寸六分の一尺二寸
えそのなきや〻〻ゆ〻〻ありてとおして打と
ゆ〻〻勝軍木ノ釘ヲ打ツ支ハ勝軍ノ名ヲ以テ
旗竿 竹ニ左ノ通
出陣祝 祝のうえも中間て南〻ゆ〻夜ニ寿の折
きうえ物ニ三本よ重ニ一帯よりあとび二本指
ゆ〻〻ゆ後ニ本あいひの折三本ニ入あゆうち栗
ゆ〻ゆ後ニ序〻の者ニ栗昆布あいひ
ハ白毛とゆきて白毛とおきひてゝ時ハ白毛
為〻〻ニ入ニ軍陣ハ勿論ニて仕りにも入ハ何の
もおゝくきうゆきりつなり
軍陣鞍覆 出陣の時鞍置ゆいおゆゝ
ゆゆゆ付ハ白毛鞍の首輪〻ゆ〻〻号ハ小具足指別ニ作ニ佛也

二水記抜書　鷲尾中納言隆康卿記

黄錦直垂　大永元年十二月廿四日着陣

室町殿御元服也御鎧一領御相傳御直垂黄錦ト云々

勝色　勝ノ字ノ偏ヲ省キ又ハ略シテ書ス

勝ノ字ノ如キ小異ハ多クハ同ジ意ニ用ヒテ祝ノ色トスルナリ

私説ナリ用ヘカラス古義ニテ合ハズ世上ニモ通セサル説ヲハ一家ノ私説トイフトリ用ルニ足ラザル

者ハ皆モ如此ノ僻説アリ用ルコトナカレ

母衣笠符色　ほろかさのふ

ツカナレ笠シルシレシホヲ本トストヲハ思慮モナキ説ノ笠ニルシレシホカ本ナリトテカタメキモミカタモ赤ヲ用ハカサレルシレシノ詮ハアルヘカラスカヤウノ説ハ用ルニタラズ故実ナキ説ナリ又赤ハカマト云ヘルハ太平記巻十七山門ノ衆幸ノ左ヲライサメンガ為ニ紅ノ袴ハカマヲヌガセテヒニ寸ツヽ切テ云ヲナルヘシ此紅ノ御ハカマノキレヲ下サレンヲカサレルシレシホヲ赤ト云フハアヤマリナリ

ハ見エザレハ笠シルシレシハ赤ガ本ノ色ト云フハアヤマリナリ

母衣笠符色　ほろかさのふ

ツカナレ笠シルシレシホヲ本トストヲハ思慮モナキ説ノ笠ニルシレシホカ本ナリトテカタメキモミカタモ赤ヲ用ハカサレルシレシノ詮ハアルヘカラスカヤウノ説ハ用ルニタラズ故実ナキ説ナリ又赤ハカマト云ヘルハ太平記巻十七山門ノ衆幸ノ左ヲライサメンガ為ニ紅ノ袴ハカマヲヌガセテヒニ寸ツヽ切テ云ヲナルヘシ此紅ノ御ハカマノキレヲ下サレンヲカサレルシレシホヲ赤ト云フハアヤマリナリ

ハ見エザレハ笠シルシレシハ赤ガ本ノ色ト云フハアヤマリナリ

勝色　勝ノ字ノ偏ヲ省キ又ハ略シテ書ス

勝ノ字ノ如キ小異ハ多クハ同ジ意ニ用ヒテ祝ノ色トスルナリ

私説ナリ用ヘカラス古義ニテ合ハズ世上ニモ通セサル説ヲハ一家ノ私説トイフトリ用ルニ足ラザル

者ハ皆モ如此ノ僻説アリ用ルコトナカレ

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』　請求記号 848-114　　ガラス使用

人車記抜書　兵部卿入道信範卿記

水精柄沉紫檀地孔雀螺鈿金銀樋劔保元三年正月十日朝親行幸
右大臣殿御裝束如常水精柄沉紫檀地孔雀螺鈿金銀樋御劔
絆水干　赤地錦水干　生絹水干　紫草鎧　折烏帽子　小袴　髄當　草履　負胡
簶持曹　高松殿ニ武士ヲ被召集テ清盛朝臣絆水干小袴賴政以下思
盛教盛重盛同備武裝而相從源義朝赤地錦水干小袴紫草鎧賴
々多者絆水干小袴或生絹皆鎧ニ折烏帽子髄當草履ヲ著僮僕負
胡簶而持曹ヲ

建武式目追加抜書

銀劔　二貞和一　正月廿六日亭ヲ引出ラレ畢一止重物（カサネ）甲冑　太刀刀　緒
（ママ）ヲ（ママ）ハ負文云抜銀劔以下輕物トアルヲ見レハ此銀劔ト云ノハナマカヲノカラ太刀ノ如ク餝
ノ金具ハアカ、銀劔ニ銀ヲヤキツケニシメル為相ナルベシ加ニ太刀ノ支ト見メリ　布　唐物類　可用
拵好大口　金銀梅花皮等腰刀　裏打直垂　烏帽子懸　林劔（ママ）ヲ（ママ）ク　貞治六中
（ママ）ヲ（ママ）ク　貞治六中　十二
拵好大口ノ儀ハ小袖ヲ可召ノ外ハ不可用事一　中間以下ハ令帯物ヲ
等腰刀ヲ可停止事一　一日ヲ重ネテ結裏ヲ停止ス
金具鞍　左右ともニ
銀劔　諸山入院拂ノ剣ハ（貞治七十三）　中器　一　入院ノ時ハ
杉糸一束糸取ニ孔ヲ明テ引出ス而ヲ停止ス法師ノ時ハ孔ヲ明ス而置
拵好大口　金銀鞍具足　烏帽掛　結腰直垂　同裏同大口　金銀梅花　皮刀
目貫　梵剣（応安二中　暑）　セイガウノ大口オリモンノ小袖ヲ具足ノ金物ノタグニ
色草ノシメタウゾ用事　一　中間以下ハ素エボシカケキヌヨシニタメレノキヌウラ
同大口刀ノカヘラギ金波（但メヌキヲ陰事）

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114　　ガラス使用

馬具寸法記抜書　貞丈家記也　伊勢兵庫頭貞為自筆本也貞為ハ天正ノ比ノ人也

厩三十二通具〇一ほそ手板のすそ八寸長さ一尺八寸きり
のあはせ一尺一寸二すぢ〇二ほそ〳〵ものすそ二寸あまり
下二すぢ〳〵行のつゝとゝ〳〵〇三ほめうもち刀のもさ
ほす分廣サ一寸あまり〇四うちとのすそ又ハとらげ
ぜとも云ふ八寸と云て行とげづる結ぶ
刀のすそ八寸と云て行とげづる結ぶ
〇五くゝりすそもさ二寸あまり〇六かうべ
すそもさ二寸あまり〇七すそ廣サ三寸あまり〇八かうべ
すそはゞもさ九寸廣サ八分すきあまり〇九さゝかすそ
もさ一尺二寸あまり〇十ほそ〳〵ものすそ
もさきゝ〇十一なかつれすそ二寸あまり〇十二ほそ
廣サきゝ〇十三おもがひのすそもさ七寸あまり
一のかのもさ口あまり〇十四きせがひのすそもさ九寸あまり
三尺八寸のいみのさげもの〇十五そへ手綱
八寸あまりすきゝ〇十六せんさきみのすそのもさ三尺あまり
本ふさ分ゝ柄のもさ四尺八寸〇十七廣サ
もさ四尺あまり〇十八ふさ柄のもさ一尺あまり〇十九廣サ
もさ三尺あまり也ておく〇二十くゝりけのすそもさ二尺八分ゝ
もさ八寸〇二十一ちとかのもさ
七尺あまりのかゝり房と切るゝ〇二十二くゝりたれ
ぬきとこゝてきりてすそりの入さとおよそ二分ゝ切〇二十三ふさ
きゝ又七寸あまる〇二十四くさりけはえのすそ
ろ〇二十五のもさ九寸あまりふさ〇二十六ふさ
のみゝさきいさゝ残りくゝりつさ二尺
まがりのすそ廣さ二寸ゝ房
もさ二尺八寸ゝ廣さ一寸あまりの下
ふさゝ〇二十七ぬんどりのもさ四寸廣サ二寸三
ふさ八寸あまり〇二十八もさ一尺九寸ゝ廣サ一尺三寸ゝ
すあぶみ〇二十九ふさ八寸あまり〇三十ふさ
あぶみ〇三十一ほそ〳〵きり〇三十二通具と作〳〵柄
前後共にすそ廣さ二寸ゝ
とゝのへ〇三十三おもがひ
〇三十四ちとかのもさ
厩之向敷　一房の長さ七尺あまりゝとそもつ
寸廣さ一寸八分ゝ二すぢ
すそ

本朝文粹抜書

藤原明衡作

弩 巻二 善相公意見封事曰 緣邊諸国各置弩師者為防寇賊之未犯也 臣伏見本朝戎器強弩之為神其為用也短於遂撃長於守禦古語相傳云此器神功皇后奇巧妙思別所製作也故大唐雖有弩之名曽不如此器之勁利也

（意見十二箇條 延喜十四年四月廿八日 従四位上行式部大輔三善清行上封事十二條ノ内請停賤党人補任諸国検非違使及弩師事）

神馬 同上 応請水旱祭一疋 祭一疋 永左右馬寮牽列神馬 （承和十年 参議 豊穣事 巻二）

競射 巻一 觀射 嵯峨天皇弘仁十四日競射用意成左近一射手 （村上御製）

射場 巻一 觀射 嵯峨天皇弘仁十四日競射用意成左近一射手 （古調二韻）

矢取 巻一 觀射 嵯峨天皇弘仁十四日競射用意成左近一射手 （古調二韻）

戴雪不屑晴蹉自違例路拘蓂幾経営酔酣振寒立見者感老兵又有異體者名號爲最明野鉅誰得弁蝦蟇左耐驚未知射場所立定簷溜程所射汐与生矢取危慮生退還先串障即知有人情念矢合咏發厭術憑眞行罰価令酔冷空矢悪持手納尊欲墮水唯吠旁音聲

註記 巻二 勅符 元慶三年四月九日 郡良香 凡軍陣之法者必有注記請事大小皆在目前察其所錄爲圖成敗今所止奏狀稽省略

色紙繪馬 **走馬十列** 巻三 祭 文大江匡衡作 北野天神供 御幣并種々物之中原是国 馬三疋之馬十列 御幣上紙石帖供 色紙繪

腹掛持木 くゝりけるせのくゝり革ハ皮すそ二方もゝ分ゝ革ニて

衣掛 きぬかけのそもゝ二ツ又ハ九つ 孤竹間の板トモを

鞍すゑ もちのすけ革二ツもゝ

のもちハ前後鎗もの 丈云二尺七寸五分矢尺三同しすゑ尺ニ我カ手ノすう用心紫竹ノムチハ公ノ御用ニ口ノ人ハ不持ナリ

軍陣鞭 軍陣のむちけ革一巻とつゝみすとうはいとゝ

もの革ようりてつゝむ

馬のすけ 革一ま二ま三ま四ま五き六き七き分九ま

牧名 馬を飼ふ事 彦聞田錄須弥盤 云々

書たゞおい書載もの 仁明ノ御代ニ良馬出ルナリ 兼良公ノ御作ノ鵜鷺物語ニ云々 馬ハ奥ノタケサリ 牧両三更ハトアリ又須弥盤并 迫兼 股肌地狗面脊 千馬ハトアリ又大倫逸 其比ハ三疋ノ牧ヨリ出馬ヲ貴ビシニ又タケトヨリ三ケ国ノミニモ不限タカノベ云三ケ戸ヲナトヨリ盛裏記ニ三毛見タリタケハンダ 多ノ上賢ノ詞ニ随テ假ニ立ノ字錯ノ字ヲ分ケ云々 本ノ立庄ノ字ナンヘ俗語ニアノタケコノタケトヨリ出タルコトハナリ

馬印 馬の印の事ハ琴柱ニ菴ニ尾梅ニ雁ニ月ニ日ニ梅ニ遠鹿ニ笛ニ扇ニ金幣ニ 云々

○あて雁何もあてゝるハあよ日名ゝ○おは○三日月ふた名ゝ○物ナリ二物ニアラズ両名ヲ出シメルナレヘシツシサヒハ蔵人尽寄合カヨリノ寄ニ見ヨリ終ニモ見メリ

拾遺集抜書　花山法皇御自撰、或云長能道済歟、未詳

下鞍　有馬の緒てふ白乃実方朝臣みちのくにつかはすとて
あつまぢれ木のしたくゝりもりかねの自と意ばこそ

白銀目貫　太刀ヲ下ゲハク　神樂歌
白ゝのうまきれちりとさげくるるの緒と物は波ゝるて

太刀ノ緒草　把名　をかへのもゝ
ちくゝりこゝきくゝもとれまきたりのとかのくゝれてぞある

太刀ノ組ノ緒　神名歌
いそのかみふるや男のちりもりくゝ。とを

梓弓　神名歌
ゝゝ山のほりゝゝかの心梓弓神ぢ
梓弓ゝくふぶゝゝすゑ神代とをもあひ見つ

悦目抄抜書　藤原基俊作

ブチちのうちゝゝゝゝるこゝろゝちほけハのまるとのこのぶちのう
ちゝゝ〇見ゝゝ信房ゝるのとゝむちとゝゝゝ
ゝ信房ゝ古書ゝハゝるのゝもちともぶち
梓弓ゝゝ川ゝあゝゝれゝちとゝ
ゝゝゝゝちゝゝゝゝゝゝゝゝ
あとハゝゝゝとゝゝゝ

江北記抜書　依々本京極家記也

空穂箙　うつ初とそにくくそ箙をいふ
歩立　歩立ちたる的前庭和歌也
三物　三ツ物ともいふ大将矢数也
大馬場　大の字の下をこうもとうもと
弓矢人形　二人形　二人形　弓矢人形
弓を弯ませる　弓弦を本ところ
馬装束　馬装束
菊切付　菊切付　おれうの字形
般矢数廿四　般の矢数廿四
鞭帽子　鞭帽子のつもりそうす人形
鞭笠　鞭をさしかめたる（のつけ）をうく
ラノ詞皆笠ヨリ出ル　ラハ中ナルモノナリ
ソレヨリトヘラヨリキ　ラハ笠トカクラカサモラキラうなり
○負丈拵スベテ物ノ准高キヲカサトヲ
云水カサトヲ気カサトヲカサバルトヲコ

東山殿年中行事抜書　大館伊豫守源尚氏記

海老名小鍛冶太刀　目貫等　正月一日御剱ハ海老名小鍛冶ト号ス柄鞘共ニ一尺五六寸アリ金具各赤銅鞘梨子地目貫桐ノ丸焼付等桐也御剱御直垂ハ正月中着用ニ給ト云也

金覆輪太刀　正月三職一人宛御太刀　金輪　○負丈ニ此太刀ハ蒔絵ニコシラヘタルヲカニ太刀ナリ

笠懸纂目　同日御供衆細川淡路守今日御笠懸纂目等進上之事御盃御頂戴ノ時右ノ手ニ弓纂目ヲ取添握竿三寸計上引下持之出テ御前左ノ手ヲツキテ本弭ヲタヽミニ付テ御礼然後御左方向ノ角ニ立置則御盃頂戴云々

御牧馬始　正月二日良有ニ御休息而渡御テ西面松御庭カヽリ御牧馬始御鞭御沓一色治部大輔政照役之御厩別当次郎四郎幸御馬縁上御鐙政照勤之被取御手綱テ後政照候ス塀重門内南方次郎四郎孰御馬口則入御然後呉服一領賜次郎四郎云々

御弓場始　銀剱御調度　正月十七未剋御弓場始射手六人三番ニ三度ツヽ各著風折水干葛袴浅沓ハキ數度ノ上ニ列居ス庇仁乱前ヲヲリノ事ヘ乱後ニハ裏カヘシテモ勤之御的奉行両人湯モ著裏テ伺候ヲリ公方様従御寝殿向殿上有上覧御剱役候テ御縁ニ御供衆申次走衆六人御次近庭上列居三職国持衆

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』　請求記号 848-114　ガラス使用

准国主外様依々木黒田等裳着ノ方御前向ノ方四足御門辺敷皮ヲ敷テ列坐ス射法畢而拾ノ衆ニ賜ノ銀釵ヲ伊勢守勤之ヲ然后出テ御干御對面所ニ申次如例出テ于國際ニ面々御太刀進上ト披露シテ退特三臧當日ノ御相伴衆国持衆准国主外様御供衆申次走衆抱番頭當番御的奉行一軍衆被遊御的ノ御相手一色殿但任先例自余勤之御調度小笠原役之ノ御供衆不及伺公ニ伊勢守小笠原両人參上御的畢而両人献ス御太刀ヲ〇同十八日将軍御装束同前出御干御對面所ニ御供衆申次出テ國際ニ御的ノ射手衆ト披露シテ退時献ス御土器ヲ六重戴ニ如例被召上ニ而後御的一疋取之戴ニ御銚子ニ末席ニ和有之節非日之射手六人一人宛出テ伊勢守持出授之謹而拝領左手ニ持之右手ニ盃ヲ取添退去

馬鬼草十間 十二月晦日 将軍家御装束出御干御對面所ニ甲次右京太夫殿進上之御扇一裏十本染草三枚畠山殿進上之鬼草十間從所々献上之御單ニ諸社之御巻數順々持出披露畢鬼草ハ五間宛結合テ両手ニ引下テ持出但畠山氏人伺候ノトキハ其仁披露之云々

三中口傳抜書 一云中山三条口傳歟 大永五年従一位尹房公ノ説アリ 記者不詳

敷袋 第二曰細敷共用之共可入袋細敷者或付平緒或不付之付平緒之時不入袋付入袋間有之欤〇第五曰中敷袋事細キ袋ノ類ヲハ折反サスシテ以組結之様被調ノワラシク見欤 中ト云中山ナリ

牽馬 第五曰馬蔵人五位引之上手下手共五位或下手者衛府有引之或式部大輔五位或衛府隨身可有斟酌不謂月卿雲客為花族人者蔵人五位引之自四月一日至九月不着衣自十月一日至三月可着衣乎

柄立袋 第一曰柄立袋晴時隠唐笠中〇柄立袋ハ馬上ニテカラ笠サス時ニ傘ノ柄ノホヲ入テサス皮袋ナリ弓流集桃花藻葉等ヲ見タリ義ノシルヘニ付ルナリ

幔幕 第三乙曰幔幕躰事 一云中山ノ口傳也 幔ハ立サマニ継タリ幕ハ横ニ継也大蔵省主殿寮両ニ有之二色ノ幔ト云ハ紺ト白トヲ立サマニ継也幕ト云ハ紺ノ布ヲ横ニ四幅ヲ継也屋ノ砌引ノニハ用幔ヲ引ニハ用幕ヲ

弓袋 第五曰和琴袋一方ヲ折反テ肝経定事也摠テ不限和琴ニ如弓袋以ヲ組ヲ結之ヲ不打仕様也

848
114

管見記抜書

黒造劔 保安四年御禊行幸次記云次帯
衣柳打半臂下襲黒造劔云々
繪尻鞘劔文 尻筆 裝束部類曰繪尻鞘劔 (尻作之猶并其文)
之其上ニ劔文右ハ尻筆是ハ地ノ虎文許也尻筆
節旗 天仁元年辻記御禊記云節旗 (騎馬者持之以ニ緋綱ヲ四人張之ヲ)
件旗ノ上三股ノ鉾如ニ山字ノ

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114
ガラス使用

848
114

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114

ガラス使用

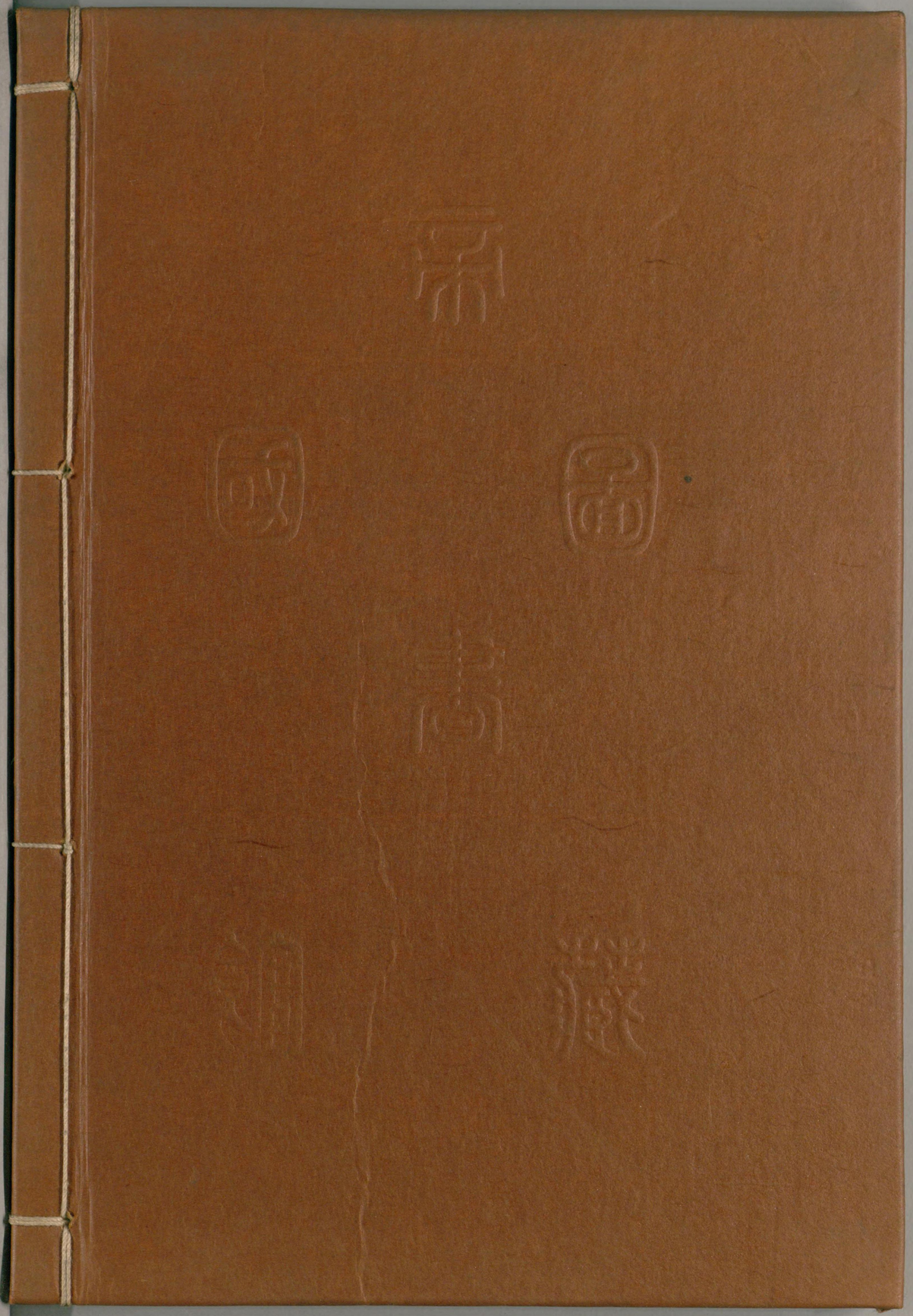

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114

ガラス使用